

〔21 釈文〕 尾州御用材川下げ願い（文久2年）

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

今般

尾州様御用材式万五千本、利根郡

藤原村并東小川村より伐出シ、利根川筋

川下ケ仕候由、請負人江戸神田九間町

信濃屋庄三郎手代和兵衛与申者、私共迄

頼出候間、御関所御要害中之儀者、先規

御規定之通、御関所附人足を以川下ケ仕、且

人足出方之儀者其日限り取調、書付ヲ以御届ケ

可レ奉ニ申上一候、何卒以ニ御慈悲一右願之通御聞濟

被ニ成下置一候ハ、難レ有仕合奉レ存候、以上

澁川村

名主 藤 助 印

文久二戌年十一月

金井村

名主 忠左衛門 印

杳御関所

御役人中様

【21読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て願ひ上げ奉（たてまつ）り候
今般

尾州（びしゅう）様御用材式万五千本、利根郡

藤原村並びに東小川村より伐り出し、利根川筋

川下げ仕（つかまつ）り候由、請け負い人江戸神田九間町

信濃屋庄三郎手代（てだい）和兵衛と申す者、私共迄

頼み出候間、御関所御要害（ようがい）中の儀は、先規（せんき）

御規定の通り、御関所附き人足を以て川下げ仕り、且（かつ）

人足出し方の儀は其（そ）の日限り取り調べ、書付を以て御届け

申し上げ奉るべく候、何卒（なにとぞ）御慈悲を以て右願ひの通り御聞き済み

成し下し置かれ候はば、有り難（がた）き仕合わせに存じ奉り候、以上

（一八六二）

文久二戌年十一月

渋川村

名主 藤 助^印

金井村

名主 忠左衛門^印

左御関所

御役人中様